

# 別海町議会会議録

第3号（平成26年9月12日）

---

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 福祉医療常任委員会付託事件審査結果報告  
（町長提出議案第66号、議案第67号、議案第68号）  
委員長報告・質疑
- 日程第 3 各議案の討論・採決
- (1) 平成26年度別海町一般会計補正予算（第2号）  
（町長提出議案第62号）
  - (2) 平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（町長提出議案第63号）
  - (3) 平成26年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
（町長提出議案第64号）
  - (4) 平成26年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）  
（町長提出議案第65号）
  - (5) 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
（町長提出議案第66号）
  - (6) 別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
（町長提出議案第67号）
  - (7) 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
（町長提出議案第68号）
  - (8) 別海町介護保険事業計画等策定委員会条例の制定について  
（町長提出議案第69号）
  - (9) 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
（町長提出議案第70号）
  - (10) 別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

(町長提出議案第71号)

(11) 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

(町長提出議案第72号)

(12) 町道の路線認定及び廃止について

(町長提出議案第73号)

(13) 人権擁護委員候補者の推薦について

(町長提出諮問第1号)

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 4 | 発議第 4号 | 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第 5 | 発議第 5号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について   |
| 日程第 6 | 発議第 6号 | 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書について |
| 日程第 7 |        | 委員会の閉会中の継続調査の件                         |

#### ○会議に付した事件

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 福祉医療常任委員会付託事件審査結果報告<br>(町長提出議案第66号、議案第67号、議案第68号)<br>委員長報告・質疑  |
| 日程第 3 | 各議案の討論・採決<br>(1) 平成26年度別海町一般会計補正予算(第2号)<br>(町長提出議案第62号)<br>(2) 平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第1号)<br>(町長提出議案第63号)<br>(3) 平成26年度別海町介護保険特別会計補正予算(第1号)<br>(町長提出議案第64号)<br>(4) 平成26年度別海町水道事業会計補正予算(第1号)<br>(町長提出議案第65号)<br>(5) 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について<br>(町長提出議案第66号)<br>(6) 別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について<br>(町長提出議案第67号)<br>(7) 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について<br>(町長提出議案第68号) |

- (8)別海町介護保険事業計画等策定委員会条例の制定について  
(町長提出議案第69号)
- (9)別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第70号)
- (10)別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出議案第71号)
- (11)北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について  
(町長提出議案第72号)
- (12)町道の路線認定及び廃止について  
(町長提出議案第73号)
- (13)人権擁護委員候補者の推薦について  
(町長提出諮問第1号)

日程第 4	発議第 4号	別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	発議第 5号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
日程第 6	発議第 6号	集团的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書について
日程第 7		委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（17名）

1番 木 嶋 悦 寛	2番 松 壽 孝 雄
3番 森 本 一 夫	4番 今 西 和 雄
5番 西 原 浩	6番 杳 澤 昌 廣
7番 小 林 敏 之	8番 安 部 政 博
9番 瀧 川 榮 子	10番 山 田 信
12番 松 原 政 勝	13番 戸 田 博 義
14番 戸 田 憲 悦	15番 中 村 忠 士
16番 佐 藤 初 雄	副議長 17番 安 田 輝 男
議長 18番 渡 邊 政 吉	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 水 沼 猛	副 町 長 磯 田 俊 夫
教 育 長 真 籠 毅	総 務 部 長 佐 藤 次 春
福 祉 部 長 竹 中 仁	産 業 振 興 部 長 有 田 博 喜
建 設 水 道 部 長 小 西 健 夫	教 育 部 長 中 谷 隆 弘

病院事務長 佐藤 一彦  
監査委員事務局長 宮越 正人  
総務部次長 河嶋 田鶴枝  
総務課長 佐藤 告  
財政課長 河嶋 田鶴枝  
介護支援課長 今野 健一  
町民課長 三戸 俊人  
管理課長 小島 実  
学務課長 佐々木 栄典

会計管理者 田保 圭乙  
農委事務局長 佐々木 勉  
産業振興部次長 山崎 茂  
総合政策課長 浦山 吉人  
福祉課長 山田 一志  
特養建設準備室長 竹中 仁  
農政課長 山崎 茂  
上下水道課長 佐藤 敏

○議会事務局出席職員

事務局長 登藤 和哉 主 幹 田畑 直樹

○会議録署名議員

8番 安部 政博  
10番 山田 信

9番 瀧川 榮子

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

ただいまから、第4日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

8番安部議員、9番瀧川議員、10番山田議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 福祉医療常任委員会付託事件審査結果報告

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第2 常任委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。

それでは、福祉医療常任委員会に付託いたしました議案第66号、議案第67号及び議案第68号の3件の審査結果について報告を求めます。

福祉医療常任委員長。

○福祉医療常任委員長（小林敏之君） 平成26年9月9日開催の第3回定例会1日目において福祉医療常任委員会に付託のありました、議案第66号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第67号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、及び議案第68号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての審査経過と結果について御報告いたします。

3件の議案につきましては、9月11日全委員出席のもと委員会を開催し、関係部課長の出席を求め慎重に審議を行い、同日、委員会として討論、採決に至ったものであります。議案第66号、第67号及び第68号については関連があることから、委員会では一括して審議を行いました。

国では、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付、及び小規模保育等への給付である地域型保育給付が創設されました。

そこで、各自治体では、みずから策定する計画に基づき、子育て支援の充実を図るため、地域子ども・子育て支援事業を行うことになったところであります。

これに伴い、国では、国の示す基準を参考に、地方公共団体に対して四つの基準を条例で定めることを求めていることから、町ではこれに対応して、新たに三つの条例により、これらの基準を定めるものです。

なお、国の示す基準は、条例の内容を直接拘束する従うべき基準と、町が十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じて内容を定めることができる参酌すべき基準に分類されております。今般、新たに制定しようとする三つの条例で規定する基準は、全て国の省令で規定する従うべき基準及び参酌すべき基準に従って整備していること確認しました。

次に、おのおのの条例の内容についてです。

まず、議案第66号の別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。この条例は家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業について、その設備と運営に関する基準を定めるもので、各事業の認可基準となる職員数、職員資格、施設の設備、面積及び給食提供の方法などについて規定するものであります。

次に、議案第67号の別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。この条例は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業について、その設備及び運営に関する基準を定めるものです。

内容としては、事業の認可基準となる職員数、職員資格、児童の集団規模、施設の設備、面積及び開所日数、開所時間などを規定するものであります。

次に、議案第68号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。この条例は、給付の実施主体である町が、認可施設、認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設、事業者を確認する制度や基準を定めるものです。

その内容としては、施設型給付等の支給を受ける子供の認定区分、各施設の利用区分ごとの定員及び給付の対象施設、事業として求める利用開始、教育保育の提供に伴う基準並びに管理運営に関する基準などについて規定するものです。

これらの三つの条例については、地域における子ども・子育て支援事業の充実を図ることを目的に、今後多様な事業者が子ども・子育て支援事業に参入する可能性がある中で、児童や保護者にとって、安全で安定した教育や保育を確保するため整備されなければならない基準であると結論づけたところであります。

慎重な審査の結果、委員全員による採決では、議案第66号、第67号及び第68号のそれぞれについて、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、福祉医療常任委員会に付託されました事件の審査結果報告といたします。

○議長（渡邊政吉君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 本議会の初日にもいろいろ質疑がありまして、その中で例えば保育料の問題であるとか、あるいは、その現在の僻地保育園の位置づけの問題であるとか、そのときに直接出たはなかったと思うのですが、いろいろな世論の中では、保育時間の区割りの問題だとか、そういうような懸念材料や不安材料がこの議会でも述べられていたし、世論、世間的にもそういうことが不安になっているという状況は、現実あるだろうと思うのです。そういうことに関する審議というか、担当にその辺をお聞きするとか、委員会での審議がどうであったかとか、そういうようなことについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉医療常任委員長。

○福祉医療常任委員長（小林敏之君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

委員会では、そういうお話も十分、担当課長なり部長とお話をいたしました。

ただ、今現在、この大枠は国からの指針で出ておりますけども、中身に対しては、まだ十分示されていないということで、ただ制定は来年の4月1日に間に合うよう、今策定している最中でございます。

ただ、うちの町としても、来年4月1日からそれをやるのであれば、もう少し時間をかけて、1年くらいじっくりかけてからやってもいいのではないかというお話も出ておりました。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 時間があれば、もうちょっと詳しい協議内容を聞きたいと思うのですが、そこで例えば非常に大きな焦点になっている一例として、その保育料の問題についてもうちょっと詳しく、その点について絞ってお聞きをしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉医療常任委員長。

○福祉医療常任委員長（小林敏之君） 保育料もですね、全く上げないというわけにはいかないだろうと思いますけれども、まだ来年の4月までには、いろいろと時間があるので、所管のほうでも、いろいろどこが一番歩み寄ってできるのかという部分は一生懸命やりますというお話でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

---

### ◎日程第3 各議案の討論・採決

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 各議案の討論、採決を行います。

まず初めに、議案第62号平成26年度別海町一般会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成26年度別海町下水道事業特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号平成26年度別海町介護保険特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号平成26年度別海町水道事業会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号別海町介護保険事業計画等策定委員会条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

15番中村議員。

○15番(中村忠士君) 議案第70号議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の改正については、反対の立場で討論いたします。

この案件は、特別職報酬等審議会の答申により議員報酬を引き上げるという提案であります。そもそもは議会側からの申し入れによるものであり、議会の責任が問われる問題として、まずは捉える必要があると思います。

したがって、審議会の答申をないがしろにする立場ではないということ、まず冒頭を申し上げさせていただきます。

私は、現在の議員報酬額については、基本的には引き上げるべきだと考えています。現在の報酬のままでは議員の生活や活動を支えるに困難であることは、私も認識しています。青年、壮年の世代からも議会に出て、議員として活躍してほしい。その条件を報酬の面からも整えるべきだとも考えています。

しかし、その額については、十分町民の納得のいくものでなければならないと思っています。

今回は、一般議員で15%、2万9,000円増の22万2,000円にするという、かなり大幅な増額であり、町民への説明責任をとりわけしっかりと果たす必要があるものと考えます。その点では、議会の町民の皆さんに対する説明は極めて不十分であります。

11月には議会報告会も予定されており、そこで議会の考え方を説明し、町民の御意見もお聞きするなど、町民の理解を得る努力をまず、すべきではないでしょうか。

私は協働のまちづくりについて、決まってから説明するのではだめなのではないか。決める過程での説明、意見交換、情報を共有し理解を分け合う。そういうことを丁寧にやっていくのが、協働のまちづくりの基本ではないかということ、を常々申し上げてきました。それは行政に対してだけでなく、当然、議会にも議員にも求められることだと考えます。

協働のまちづくりの基本精神によって、本当の意味での説明責任を果たす議会であるために、町民の皆さんへの説明と御意見をお聞きする時間をしっかりとるべきであり、そのことをしないまま、議員報酬引き上げを決めるべきではないということ、を申し上げて、当条例案に対する反対討論といたします。

○議長(渡邊政吉君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

どなたかございますか。

はい、12番松原議員。

○12番（松原政勝君） ただいま中村議員が反対の討論をしたわけでございますけども、中村議員も特別委員の1人になって、このことについては十分、委員会の中で協議され、さらに報酬審議会のほうに提示した経緯でございます。

この問題について、もっと町民の意見を聞いてから決めるべきだということでございますが、これは議員も町民の代表でございますので、将来に向けてどういう方法がいいか、そういうことを特別委員会の中で協議してきたわけでございます。それで委員全員の全員というか、賛成多数の意見でこういう結論なったわけでございます。

ですから私は当然、これが今後、秋の議会報告会で町民からいろいろな意見が出されると思いますが、特別委員会で協議されたことをしっかり説明して、その責任を果たすと。

それで私は、70号については賛成という立場で討論させていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、討論を終わります。

これから採決をいたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） はい、起立多数であります。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号町道の路線認定及び廃止についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。  
これから採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。  
次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての討論に入ります。  
（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。  
これから採決いたします。  
本案は、諮問のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。  
したがって、諮問第1号は諮問のとおり決定されました。

---

#### ◎委員会付託省略の議決

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りをいたします。  
日程第4 発議第4号から日程第6 発議第6号までの3件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。  
したがって、日程第4 発議第4号から日程第6 発議第6号までの3件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 発議第4号

○議長（渡邊政吉君） それでは、日程第4 発議第4号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
内容について説明を求めます。

13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明を申し上げます。

まず議案の提案理由ですが、本条例の改正につきましては、平成26年第2回定例会において、議員定数等調査特別委員会による議員定数等の調査報告を受けたところでありますが、その調査結果に基づいて、広報・広聴常任委員会化しようとするものであります。

広報・広聴の常任委員会化につきましては、当町の規範である自治基本条例にも情報の共有化が明確に位置づけられ、議会においても情報公開や町民参加を具現化するため、広報誌の編集や広聴の実施、それらの調査研究に関することを所管する常任委員会が必要との判断から、発議するものであります。

また、平成26年第2回定例会において可決されました議員定数の削減に伴い、総務文教、福祉医療、産業建設常任委員会の構成人員を、6人以内と変更するものでございます。

それでは、内容について、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第4号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び別海町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年9月12日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、戸田博義。

賛成者、同、松原政勝、同、安田輝男、同、安部政博、同、小林敏之。

別海町議会委員会条例の一部を改正する条例。

別海町議会委員会条例（昭和62年別海町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条各号中「6人」の次に「以内」を加え、同条に次の1号を加える。

第4号といたしまして、新たに広報・広聴常任委員会、7人以内。

アといたしまして、広報誌の編集及び発行に関する事項。

イ、広報・広聴の実施に関する事項。

ウ、広報・広聴の調査及び研究に関する事項。

附則といたしまして、この条例は、平成27年5月1日から施行する。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしく  
お願い申し上げます。終わります。

○議長（渡邊政吉君） 発議第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 発議第5号

○議長（渡邊政吉君） 次、日程第5 発議第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

17番安田議員。

○17番（安田輝男君） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の内容につきまして、御説明を申し上げます。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきました。

しかし、一部地域では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続自体が危ぶまれる事態となっております。

一方、地域温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し、大きな関心と期待が寄せられております。

我が国においては、化石燃料への依存が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっております。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年、森林・林業再生プランを策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して、効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとしました。

このような中、道では、平成21年度に国が創設した森林整備加速化・林業再生基金を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取り組みを支援してきたところであります。

この結果、トドマツやカラマツなど人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達しておるところであります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であることから、本意見書を提案するものでございます。

発議第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成26年9月12日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、安田輝男。

賛成者、同、安部政博、同、戸田博義。

なお、意見書の朗読につきましては、先ほどの提案理由と同様のため割愛をさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月12日、北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書の提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。御審議の上、議員各位の皆様の御賛同により決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 発議第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 発議第6号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 発議第6号集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める意見書の内容について御説明申し上げます。

議案の提案理由ですが、安倍政権は国民多数の反対の声に背いて、集団的自衛権行使容認する憲法解釈変更の閣議決定を強行しました。

閣議決定は、憲法9条のもとでは、海外での武力行使は許されないという60年以上にわたって積み重ねられてきた政府見解を180度転換し、海外で戦争する国への道を開くものとなっています。

こうした憲法改定に等しい大転換を国会での審議にもかけず、国民的議論にも付さずに、与党の密室協議をを通じて一内閣の判断で強行するなどというのは、立憲主義を根底から否定するものであります。

安倍首相は、現行の憲法解釈の基本的考え方は何も変わるどころがない。集団的自衛権の行使は、明確な歯どめがある限定的なもの。日本が戦争に巻き込まれることはあり得ないなどと発言しています。

しかし、これは欺瞞であることが、論議を通じて明白となってきております。断じて許すことができません。若者の命と人生、日本が憲法9条とともに築いてきた国際的信頼、日本社会の人権と民主主義などを失うことは明らかであります。

従来の政府見解を土台から覆し、海外で戦争する国への大転換に踏み出すことに、自衛隊に犠牲者が出れば隊員の応募が激減し、徴兵制になりかねないとの不安が広がっています。

時事通信の世論調査、7月10日から14日実施でも、集団的自衛権の行使容認については賛成が33.4%に対し反対が51.6%に達し、安倍内閣の支持率は前月比6.4%減の44.6%に落ち込み、第2次安倍政権発足以来最低となったのは当然の成り行きであり、国民はこのことを是としてはおりません。

よって、別海町議会は、憲法違反の閣議決定の撤回を求めるとともに、閣議決定の具体化と、海外で戦争する国を目指す一切の立法作業を直ちに中止することを強く求めるため、本意見書を提案するものであります。

発議第6号集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成26年9月12日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、中村忠士。

賛成者、同、瀧川榮子、同、木嶋悦寛。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日、北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、以上であります。最後に議員各位に心から訴えます。

現在の状況が、かつて日本がアジアへの侵略を進めていった初期の段階によく似ていると指摘されるようになっていきます。あのときも軍隊を他国に派兵した名目は、自衛のためというものでした。

戦争の前夜になる可能性がある今日の状況の中で、私たち地方議会と議員がどういう発言をし、どういう行動をとったか、必ず後世で問われるでしょう。

前後約70年間、日本国憲法のもとで、私たちは戦争によって他国民を殺すことも、国民から殺されることもなかった。この誇りある歴史を変えることをしてはならない。そのために各位の御賛同により、本意見書をぜひ提出できるようにしていただきたい。

そのことを心から訴えまして、提案説明を終わります。

どうかよろしく願います。

○議長（渡邊政吉君） 発議第6号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

はい、12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める意見書に対する反対の立場から討論いたします。

意見書では、本年7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定に対し、海外で戦争する国への道を開き、海外で戦争する国への大転換、海外で戦争する国を目指すなどという表現が幾度も述べられていますが、集団的自衛権の行使容認は、他国に攻め入ることではなく、他国と協調して抑止力を高めることにより、攻められない国とするのが最大の目的であると認識するものです。

我が国の安全保障政策の基本は専守防衛であり、他国に戦争をしに行くかのような捉え方は、かえって諸外国の誤解を招くものと考えます。

今回の閣議決定を受けて、集団的自衛権を実際に行使できる条件は、一つ、我が国や我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、国の存立や国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合。一つ、攻撃を排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためのほかの方法がない場合。一つ、武力の行使が必要最小限に限定されていることに限られていて、専守防衛のための最小限の努力という従来の基準には、これからも従うこととなります。

これは、日本が他国に対して、戦争を仕掛ける権利を与えるものでもなければ、他国を守るために海外で戦争を行うことは、当然今後においても禁じられているものであります。

また、従来の政府見解を土台から覆すという意見であります。政府の憲法解釈は過去にも各時代において、我が国の安全保障環境に適合した憲法解釈がされてきたことは歴史的事実であり、国際情勢が激変している現代にあって、我が国が単独の領土、領海、国民を守り抜くことは難しい局面に突入しており、時代の変化に即した憲法解釈の変更は妥当と言えるものであります。

また、意見書では、一切の立法作業を直ちに中止することとありますが、当然のことながら閣議決定されただけでは、直ちに集団的自衛権が行使できるわけではなく、自衛隊法を初め、今後、各種関係法の改正が必要となるものであって、民主的な法治国家として、この先国会において速やかに審議を行っていただくことを希望し、私の本意見書に対する反対討論といたします。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

はい、1番木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 私は、この意見書に賛成の立場で発言させていただきます。

皆さんは、日本が再び戦争をしてもよいと思っておるのでしょうか。御自身の子供たちを、孫たちを戦場に送りたいと思っているのですか。どこか遠い国の出来事のように勘違いしていませんか。

私たちは、戦争という非生産的で非人道的な行いに及んだことを恥じ、ひたすら平和憲法のもと不戦を貫いてきました。

国際的にも、非軍事活動が重要であるという認識が高まり、軍事力を抑制的に用いる日本の自衛隊は再評価されているのです。

これまで日本は自衛隊を含めて、非軍事に徹した国際平和協力を行ってきました。これは、他国にはできない日本の独自性であり、これにより、日本が国際的な信頼を獲得してきたことは紛れもない事実です。

日本政府は、武力行使をいとわない国際貢献を目指していますが、このことにより、どれだけ大きなものを失うか、全く議論がなされていません。

今こそ積極的な国際平和協力に向け、日本が築き上げてきた財産を活用するときなのです。

だれも戦争したいなどと思いませんよね。だれも子供たちを、孫たちを戦場に送りたいと思いませんよね。だから、道を間違えてはいけません。

明治の激動期、民のために生き、民のために死んだ真の政治家、田中正造翁の言葉を添えさせていただきます。「民を殺すことは、国家を殺すことである。法をないがしろにすることは、国家をないがしろにすることである。財を乱用し、民を殺し、法を乱して滅びない国はない。」

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(渡邊政吉君) はい、起立少数であります。

したがって、発議第6号は否決されました。

---

#### ◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(渡邊政吉君) 次に、日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長(渡邊政吉君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じます。

平成26年第3回別海町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時59分

---

#### ◎町長挨拶

○議長(渡邊政吉君) 町長挨拶。

○町長(水沼 猛君) 町議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

まず、提出させていただきました案件につきまして、慎重な御審議をいただき、特別委員会への付託となりました案件を除いて、全て御決定を賜りました。

まことにありがとうございました。

決算認定8件につきましては、平成25年度各会計決算審査特別委員会に付託されまして、審査いただくことになりました。西原委員長、森本副委員長を初め、委員の皆様におかれましては時節柄御多忙の中、審査をいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで何点かについて、報告をさせていただきます。

まず1点目ですが、旧別海町交流センター、別海町ふるさと交流館に関する指定管理者の応募状況についてでございます。

ふるさと交流館につきましては、7月31日開催の臨時議会におきまして、設置条例の制定について議決をいただきました。

それを受けまして、8月1日には職員で構成する指定管理選択会議を開催し、指定期間や指定管理者を公募することなどを決め、8月5日から9月4日まで指定管理者の募集を行ったところでございます。

その結果、町内からの2団体と中標津町に本所を置く1団体の計3団体から応募がありました。

今後、早期に指定管理選定委員会で審議をいただき、委員会の意見を十分尊重して、指定管理候補者を決定することとして取り進めてまいります。

次に2点目ですが、北海道畜産公社が運営をいたしております屠畜場根釧工場の閉鎖についてでございます。

議員の皆さんも新聞等で御存じのことと思いますが、北海道畜産公社につきましては、釧路市にあります根釧工場について、築40年以上経過し老朽化が激しく存続は難しいと判断をし、平成26年度末で閉鎖する方針を出しました。

しかし、酪農畜産を主産業とする根釧地域にとりまして、屠畜場は欠かすことのできない施設であることから、9月1日釧路市において、根釧13市町村の首長が協議を行い、新たな屠畜場の設置が必要であると確認をいたしました。

また、屠畜場整備を実施するためには、釧路根室の自治体が共同で国・北海道等に対し、要請を行う必要があると意思統一がなされまして、各市町村の議会議長にも同行いただいて、早急に要請活動を行うこととなりましたので御報告をさせていただきます。

なお、事業内容など詳しいことがわかり次第、所管の委員会へ報告することとしますので御理解をいただきたいと思っております。

3点目ですが、陸上自衛隊第9師団による演習場外を含む徒歩行進訓練の実施についてでございます。

この訓練につきましては、自衛官として諸条件に応じた歩行能力向上を目的に行われるもので、矢臼別演習場しょう舎入り口から場外へ出て、町道中西別上風連線を北上し、北2号で右折、町道中西別47線、道道上風連中西別線を経て、15号を道道上風連大別線まで下り、開南入り口から演習場内に入場するという経路によって行うというものであります。

この内容につきましては、既に別海広報9月号と町ホームページに掲載をし、お知らせをいたしておりますが、今後お知らせ用チラシを新聞折り込みするなど、さらなる周知を行うことといたしております。

町といたしまして、訓練の実施に当たっては交通法規を遵守し、通行の妨げとならないよう最大限の注意を払い、道路の曲がり角や周辺農家の車両の出入り口には誘導員、安全係の配置を徹底するよう求めているところでございます。

また、別海駐屯地など関係機関と連携の上、円滑な訓練の実施に協力していくこととしておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、町の行事等についてですが、来週の9月20日と21日の2日間にわたりまして、第45回別海町産業祭が開催されます。

ことしも昨年に引き続き、チーズフェスティバルを開催し、今後の産業祭の定番として位置づけをしていきたいと考えております。また、グルメスターであります俳優の細川茂樹氏をお迎えしての食育トークショーの開催や、北海道警察音楽隊カラーガード隊の演奏も行われます。

当時の好天候を期待し、町内はもとより、管外から多くの方々が別海町に来てくださるよう願っているところでございます。

また、10月5日には、第36回目を迎える別海町パイロットマラソン大会が開催されます。

ことしもフルマラソンに1,441名、5キロに506名、たくさんのランナーのエントリーがありました。

多くのボランティアスタッフや町民の声援に支えられながら、選手の皆さんが別海の大地で健脚を競われ、すばらしい成績を残していただくよう期待をするところでございます。

最後になりますが、人事案件とふるさと交流館の指定管理者選定等にかかわりまして、臨時議会を10月8日ころに招集をさせていただく予定でございます。

後日、御案内をさせていただきますが、日程の調整の上、御参集賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） それでは皆様、大変長い間御苦労さまでございました。

なお、この後、議員各位には事務局長から連絡事項等がありますので、若干の時間、自席でお待ちを願います。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時59分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員